

保護者のみなさまへ

令和2年度 就学援助制度について ＜＜申請期間延長のお知らせ＞＞

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう臨時休校を実施していることから、就学援助制度の申請期間を下記のとおり延長しますので、お知らせいたします。

記

◇従来までの受付期間

令和2年4月8日（水）～5月15日（金）



◇延長により受付可能となった期間

令和2年4月8日（水）～6月15日（月）

（その他）

◇ これ以降も、令和3年1月29日まで受付できますが、認定月が4月ではなくなりま
す。「いつ申請したか」によって認定月が変わりますので、詳しくはお問合せください。

◇ 申請場所（下記のどこでも申請できます。）

- 富田林市役所 3F 教育指導室「30」番窓口
 - 金剛連絡所
 - お子さまが通っている小学校または中学校
- ※臨時休校期間中も学校で申請受付ができます。

（問い合わせ先）

富田林市教育委員会 教育総務部
教育指導室 人権教育係
（0721）25-1000
内線（363・364）